

○ 従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件（平成十四年三月金融庁告示第三十四号）

改正案	現行
<p>銀行法第十六条の二第十一項及び第五十二条の二十三第十項並びに銀行法施行規則第十七条の二第一項第一号、第二項第二号及び第十四項ただし書並びに第三十四条の十六第十二項ただし書の規定に基づき従属業務を営む会社が銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準</p> <p>(定義)            第一条 (略)            2 (略)            3 第七条から第十二条までにおいて「長期信用銀行」、「資金移動専門会社」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「有価証券関連業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」、「従属業務」又は「金融関連業務」とは、それぞれ法第五十二条の二十三第一項に規定する長期信用銀行、資金移動専門会社、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者、信託専門会社、銀行業</p>	<p>(新設)            (定義)            第一条 (略)            2 (略)            3 第七条から第十一条までにおいて「長期信用銀行」、「資金移動専門会社」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「有価証券関連業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」又は「従属業務」とは、それぞれ法第五十二条の二十三第一項に規定する長期信用銀行、資金移動専門会社、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、</p>

を営む外国の会社、有価証券関連業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社、信託業を営む外国の会社、従属業務又は金融関連業務をいう。

(銀行等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準)

第二条 銀行、長期信用銀行、資金移動専門会社又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行又はその子会社等(当該銀行の特定子銀行、銀行持株特定子銀行、当該銀行の銀行集団又は当該銀行の銀行持株会社集団(規則第十七条の二第四項第三号に規定する銀行持株会社集団をいう。))をいう。以下この条から第五条までにおいて同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

- 一 各事業年度において、規則第十七条の三第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務(以下この条から第五条までにおいて「それぞれの業務」という。)につき、当該銀行又はその子会社等(同項第二号に掲げる業務については当該銀行又はその子会社等に属する法人の役員を含む。)からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十(同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については百分の四十)を下回らないこと。

有価証券関連業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社、信託業を営む外国の会社又は従属業務をいう。

(銀行等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準)

第二条 銀行、長期信用銀行、資金移動専門会社又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行又はその子会社等(当該銀行の特定子銀行、銀行持株特定子銀行、当該銀行の銀行集団又は当該銀行の銀行持株会社集団(規則第十七条の二第四項第三号に規定する銀行持株会社集団をいう。))をいう。以下この条から第五条までにおいて同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

- 一 各事業年度において、規則第十七条の三第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務(以下この条から第五条までにおいて「それぞれの業務」という。)につき、当該銀行又はその子会社等(同項第二号に掲げる業務については当該銀行又はその子会社等に属する法人の役員を含む。)からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 (略)

2 (略)

(銀行の従属業務を営む会社が銀行のために営む従属業務に関する基準)

第六条 法第十六条の二第七項の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第十七条の三第一項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該銀行(同項第二号に掲げる業務については当該銀行の役員を含む。)からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十(同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については百分の四十)を下回らないこととする。

(銀行等の従属業務を営む会社が銀行持株会社の銀行持株会社集団のために営む従属業務等に関する基準)

第七条 銀行、長期信用銀行、資金移動専門会社又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行持株会社の銀行持株会社集団(規則第三十四条の十六第一項第一号に規定する銀行持株会社集団をいう。以下この条から第十二条までに規定する銀行持株会社集団をいう。以下この条から第十二条までに規定する銀行持株会社集団をいう。以下この条から第十二条

二 (略)

2 (略)

(銀行の従属業務を営む会社が銀行のために営む従属業務に関する基準)

第六条 法第十六条の二第七項の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第十七条の三第一項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該銀行(同項第二号に掲げる業務については当該銀行の役員を含む。)からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

(銀行等の従属業務を営む会社が銀行持株会社の銀行持株会社集団のために営む従属業務等に関する基準)

第七条 銀行、長期信用銀行、資金移動専門会社又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行持株会社の銀行持株会社集団(規則第三十四条の十六第一項第一号に規定する銀行持株会社集団をいう。以下この条から第十一号までに規定する銀行持株会社集団をいう。以下この条から第十一号までに規定する銀行持株会社集団をいう。以下この条から第十一号

どうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第三十四条の十六第三項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下この条から第十二条までにおいて「それぞれの業務」という。）につき、当該銀行持株会社の銀行持株会社集団（同項第二号に掲げる業務については当該銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する法人の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十（同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については百分の四十）を下回らないこと。

二 (略)

2 (略)

（銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する金融関連業務を営む会社の従属業務を営む会社が銀行持株会社の銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準）

第十一条 銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する金融関連業務（規則第三十四条の十八各号に掲げる業務に限る。以下この条において同じ。）を営む会社のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行持株会社の銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、各事業年度において、それぞれの業

どうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第三十四条の十六第三項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下この条から第十条までにおいて「それぞれの業務」という。）につき、当該銀行持株会社の銀行持株会社集団（同項第二号に掲げる業務については当該銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する法人の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 (略)

2 (略)

(新設)

務につき、当該銀行持株会社の子会社である金融関連業務を営む一の会社（規則第三十四条の十六第三項第二号に掲げる業務については、当該会社に属する法人の役員を含む。）及び当該会社の営む金融関連業務と同一の種類金融関連業務を営む会社（規則第三十四条の十六第三項第二号に掲げる業務については、当該会社に属する法人の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らないこととする。

（銀行の従属業務を営む会社が銀行のために営む従属業務に関する基準）

第十二条 法第五十二条の二十三第六項の場合において、銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第三十四条の十六第三項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該銀行持株会社の子会社である銀行（同項第二号に掲げる業務については当該銀行持株会社の子会社である銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十（同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については百分の四十）を下回らないこととする。

（銀行の従属業務を営む会社が銀行のために営む従属業務に関する基準）

第十一条 法第五十二条の二十三第六項の場合において、銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第三十四条の十六第三項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該銀行持株会社の子会社である銀行（同項第二号に掲げる業務については当該銀行持株会社の子会社である銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。